

同 意 書

牛久市長 殿

私は、「ふれあい訪問収集」を利用するにあたり、次の事項に同意いたします。

1. 「ふれあい訪問収集」における対象の確認、収集の決定に必要があるときは、利用者及び世帯の状況につき、調査担当職員が市の保有する情報から申請内容の確認をすることを承諾します。
2. ごみの搬出作業に際し、万一住宅等に破損が生じた場合、市及び市の委託業者に重大な過失が認められない限りその責任を問いません。
3. 作業員（市職員を含む）が、利用者の身体に関わるような緊急事態が発生していると判断した場合は、救護及び安否確認のため住居に立ち入ることを認めます。また、この時に生じた損害についても、市及び市の委託業者にその責任を問いません。
4. 下記に該当する場合速やかに市へ届出をします。
 - （１）入退院等により利用を休止及び再開する場合
 - （２）転居や施設への入所等により利用を中止する場合
 - （３）「牛久市家庭ごみのふれあい訪問収集実施要綱」第４条に規定する要件に該当しなくなった場合
 - （４）世帯の構成員に変更が生じた場合
5. １か月以上にわたりごみが出されず、利用者・申請者・緊急連絡先となっている方のいずれからも理由を確認できない場合、「ふれあい訪問収集」を中止する場合があります。

「牛久市家庭ごみのふれあい訪問収集実施要綱」（抜粋）

（対象者）

第4条 この要綱に基づき、ふれあい訪問収集を受けることができる世帯は、本市内に居住している者で構成され、次の各号のいずれかに該当する世帯の内、その世帯構成員では、家庭ごみを一定の場所までごみを持ち出すことが困難であり、他の者からごみ出しの協力が得られない世帯及び粗大ごみや特定家庭用機器を牛久クリーンセンターへ直接搬入することが困難な世帯とする。

- （1） 日常生活に介助あるいは介護を必要とし、自由な行動が困難な人で、概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯
- （2） 前号において同居する家族がいる場合についても、同居者が高齢者や虚弱者及び年少者等で構成されている世帯でごみを持ち出すことが困難な世帯
- （3） 日常生活に介助あるいは介護を必要とする障害者世帯
- （4） 前号において同居する家族がいる場合についても、同居者が高齢者や虚弱者及び年少者等で構成されている世帯でごみを持ち出すことが困難な世帯
- （5） その他前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

令和 年 月 日

利用者氏名

印

住 所

申請者氏名

利用者との関係

住 所 等

連 絡 先